

横須賀市議会議員

藤野英明様

議会運営委員会審査事項

平成24年(2012年)2月16日

1 議事日程について

◎会議録署名議員について

大村洋子議員

板橋衛議員

◎議長の報告について

(朗読は省略する。)

P4参照

(1) 日程第1. 会期の決定についてを議題とする。P6~P9が議案

(2月16日から3月27日までの41日間とする。)

P10~11参照

(2) 日程第2. 選挙管理委員の選挙を行う。立会13名

(選挙については、投票による選挙とし、次の4人の中から選挙を行う。)

丸山明彦氏 嶋田晃氏

佐久間則夫氏 原田章弘氏

(3) 日程第3. 選挙管理委員補充員の選挙を行う。立会13名

(選挙については、選挙管理委員と同様に投票による選挙とし、次の4人の中から選挙を行う。)

若山 豊氏 杉山 雄二氏
 斉藤 幸徳氏 齋藤 雄治氏

(4) 日程第4 (議案第1号) から日程第54 (議案第51号) までの51件を一括して議題とし、市長から施政方針及び提出議案の説明を聴取する。

ア 議案第1号から第13号までの13件 (平成23年度関係議案等) は、各所管の常任委員会に付託する。

イ 施政方針及び議案第14号から第51号までの38件 (平成24年度関係議案) に対する質疑 (代表質問・個人質問) は、2月27日、2月28日及び2月29日に行うことで延会する。
 3月1日も使用可

ウ 質疑 (代表質問・個人質問) の発言議員及び順序について

	月 日	順序	会派等	発言者	順序	会派等	発言者
代表質問	2月27日 (月)	1	新政会	伊東雅之	2	公明党	土田弘之宣
	2月28日 (火)	3	自由民主党	田辺昭人	4	無所属クラブ	はまのまさひろ
個人質問	2月29日 (水)	5	研 政	山本文夫	6	日本共産党	井坂新哉
		7	ニューウイング 横須賀	一柳 洋			
			無会派	小林伸行		無会派	藤野英明
		無会派	山城保男				

エ 質疑（代表質問・個人質問）の発言の持ち時間について

会派等	発言時間（以内）			会派等	発言時間（以内）		
	1問目	2問目	3問目		1問目	2問目	3問目
新 政 会	110分	20分	10分	公 明 党	90分	20分	10分
		一問一答の場合 40分				一問一答の場合 40分	
自由民主党	80分	20分	10分	無所属クラブ	70分	20分	10分
		一問一答の場合 40分				一問一答の場合 40分	
研 政	70分	20分	10分	日本共産党	50分	20分	10分
		一問一答の場合 40分				一問一答の場合 40分	
ニューウイング 横須賀	40分	20分	10分	無会派議員	20分	10分	5分
		一問一答の場合 40分				一問一答の場合 20分	

※答弁時間を含めない。

2 議員提出議案に関するパブリック・コメントについて

資料1

3 東日本大震災に伴う風評被害補償に関する意見書（案）の取り扱いについて

議 長 の 報 告

平成 24 年（2012 年）2 月 16 日

- 1 平成 23 年 12 月 21 日 監査委員から、例月出納検査の結果（10 月分）について、報告を受けた。
- 2 平成 24 年 1 月 1 日 市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員及び農業委員会会長から、議事説明員の指定について、通知を受けた。
- 3 平成 24 年 1 月 12 日 監査委員から、例月出納検査の結果（11 月分）について、市民部・経済部・都市部・農業委員会事務局の監査結果について及び財政援助団体等に対する監査結果について、報告を受けた。
- 4 平成 24 年 2 月 13 日 監査委員から、例月出納検査の結果（12 月分）について、報告を受けた。
- 5 平成 24 年 2 月 16 日 市長から、議案第 1 号から第 51 号までの 51 件の提出を受けた。
- 6 平成 24 年 2 月 16 日 市長から、報告第 1 号から第 9 号までの 9 件の提出を受けた。

- 7 平成 24 年 2 月 16 日 次の請願を受理した。
- 平成 24 年請願第 1 号 横須賀市市民放射能簡易測定所の設置
について
(教育福祉常任委員会に付託)
- 平成 24 年請願第 2 号 旧坂本小学校跡地売却計画の中止につ
いて
(総務常任委員会に付託)
- 平成 24 年請願第 3 号 横須賀市自治基本条例制定反対につい
て
(自治基本条例検討特別委員会に付託)

- 8 平成 24 年 2 月 16 日 次の陳情を受理した。
- 陳情第 1 号 地球社会建設決議について
(委員会に不送付)
- 陳情第 2 号 パークゴルフ場の利用料金引き下げについて
(都市整備常任委員会に送付)

平成 24 年第 1 回市議会定例会議事日程(第 1 日)

平成 24 年 (2012 年) 2 月 16 日

午後 2 時開議

- 第 1. 会期の決定について
- 第 2. 選挙管理委員の選挙
- 第 3. 選挙管理委員補充員の選挙
- 第 4. 議案第 1 号 損害賠償専決処分の承認について
- 第 5. 議案第 2 号 平成 23 年度横須賀市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 6. 議案第 3 号 平成 23 年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算 (第 2 号)
- 第 7. 議案第 4 号 平成 23 年度横須賀市特別会計公園墓地事業費補正予算 (第 1 号)
- 第 8. 議案第 5 号 平成 23 年度横須賀市特別会計介護保険費補正予算 (第 2 号)
- 第 9. 議案第 6 号 平成 23 年度横須賀市特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算 (第 1 号)
- 第 10. 議案第 7 号 平成 23 年度横須賀市特別会計公債管理費補正予算 (第 1 号)
- 第 11. 議案第 8 号 平成 23 年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費補正予算 (第 2 号)
- 第 12. 議案第 9 号 平成 23 年度横須賀市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

- 第 13. 議案第 10 号 基金条例中改正について
- 第 14. 議案第 11 号 土地の取得について
- 第 15. 議案第 12 号 土地の取得について
- 第 16. 議案第 13 号 市道路線の認定について
- 第 17. 議案第 14 号 平成 24 年度横須賀市一般会計予算
- 第 18. 議案第 15 号 平成 24 年度横須賀市特別会計国民健康保険
費予算
- 第 19. 議案第 16 号 平成 24 年度横須賀市特別会計公園墓地事業
費予算
- 第 20. 議案第 17 号 平成 24 年度横須賀市特別会計介護保険費予
算
- 第 21. 議案第 18 号 平成 24 年度横須賀市特別会計母子寡婦福祉
資金貸付事業費予算
- 第 22. 議案第 19 号 平成 24 年度横須賀市特別会計公債管理費
予算
- 第 23. 議案第 20 号 平成 24 年度横須賀市特別会計後期高齢者医
療費予算
- 第 24. 議案第 21 号 平成 24 年度横須賀市水道事業会計予算
- 第 25. 議案第 22 号 平成 24 年度横須賀市下水道事業会計予算
- 第 26. 議案第 23 号 平成 24 年度横須賀市病院事業会計予算
- 第 27. 議案第 24 号 横須賀市自治基本条例制定について
- 第 28. 議案第 25 号 まちづくり評価委員会条例制定について
- 第 29. 議案第 26 号 ベイスクエア・パーキング条例制定につい
て

- 第 30. 議案第 27 号 行政改革推進委員会条例制定について
- 第 31. 議案第 28 号 入札監視委員会条例制定について
- 第 32. 議案第 29 号 横須賀市暴力団排除条例制定について
- 第 33. 議案第 30 号 人権施策推進会議条例制定について
- 第 34. 議案第 31 号 保健医療対策協議会条例制定について
- 第 35. 議案第 32 号 感染症対策委員会条例制定について
- 第 36. 議案第 33 号 情報公開条例中改正について
- 第 37. 議案第 34 号 職員定数条例中改正について
- 第 38. 議案第 35 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例中改正について
- 第 39. 議案第 36 号 職員の育児休業等に関する条例中改正について
- 第 40. 議案第 37 号 芸術劇場条例中改正について
- 第 41. 議案第 38 号 勤労福祉会館条例中改正について
- 第 42. 議案第 39 号 手数料条例中改正について
- 第 43. 議案第 40 号 消防団条例中改正について
- 第 44. 議案第 41 号 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正について
- 第 45. 議案第 42 号 基金条例中改正について
- 第 46. 議案第 43 号 保育園条例中改正について
- 第 47. 議案第 44 号 福祉施設入所者費用徴収条例等中改正について
- 第 48. 議案第 45 号 横須賀市介護保険条例中改正について

- 第 49. 議案第 46 号 保健所条例中改正について
- 第 50. 議案第 47 号 都市公園条例中改正について
- 第 51. 議案第 48 号 市営住宅条例中改正について
- 第 52. 議案第 49 号 包括外部監査契約の締結について
- 第 53. 議案第 50 号 一般廃棄物の収集及び運搬の代行について
- 第 54. 議案第 51 号 訴えの提起について

第 1 回市議会定例会審査日程

月 日	第1委員会室	第2委員会室	第3委員会室	第4委員会室	開議(開会)時刻	備 考
2.16(木)	議会運営委員会 (会議室)				午前10時	
	本 会 議				午後2時	
	予算決算常任委員会 (議 場)				本会議終了後	
2.17(金)	教育福祉常任委員会 (予決算分科会)		都市整備常任委員会 (予決算分科会)		午前10時	
2.18(土)	(休 会)					
2.19(日)	(休 会)					
2.20(月)	生活環境常任委員会 (予決算分科会)		総務常任委員会 (予決算分科会)		午前10時	
2.21(火)			防災体制等整備 特別委員会		午前10時	
2.22(水)	(予 備 日)					
2.23(木)	予算決算常任委員会理事会 (会議室)				午前10時	
	予算決算常任委員会 (議 場)				午前11時	
	議会報告会等準備会 (会議室)				午後1時	
2.24(金)	議会運営委員会 (会議室)				午前10時	
2.25(土)	(休 会)					
2.26(日)	(休 会)					
2.27(月)	本 会 議				午前10時	
2.28(火)	本 会 議				午前10時	
2.29(水)	本 会 議				午前10時	
	予算決算常任委員会 (議 場)				本会議終了後	
3.1(木)	(予 備 日)					
3.2(金)	教育福祉常任委員会 (予決算分科会)		都市整備常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.3(土)	(休 会)					
3.4(日)	(休 会)					
3.5(月)	生活環境常任委員会 (予決算分科会)		総務常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.6(火)	教育福祉常任委員会 (予決算分科会)		都市整備常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.7(水)	生活環境常任委員会 (予決算分科会)		総務常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.8(木)	教育福祉常任委員会 (予決算分科会)		都市整備常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.9(金)	自治基本条例検討 特別委員会				午後1時30分	中学校卒業式
3.10(土)	(休 会)					
3.11(日)	(休 会)					

月 日	第1委員会室	第2委員会室	第3委員会室	第4委員会室	開議(開会)時刻	備 考
3.12(月)	生活環境常任委員会 (予決算分科会)		総務常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.13(火)	教育福祉常任委員会 (予決算分科会)		都市整備常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
	議会運営委員会(会議室)				午後0時30分	
3.14(水)	生活環境常任委員会 (予決算分科会)		総務常任委員会 (予決算分科会)		午前9時	
3.15(木)	(午後予備日)					小学校卒業式
3.16(金)	(午後予備日)					小学校卒業式
	議会IT化運営協議会 ※予備日を使用しない場合				午後1時	
3.17(土)	(休 会)					
3.18(日)	(休 会)					
3.19(月)	(予 備 日)					
3.20(火)	(休会・春分の日)					
3.21(水)						
3.22(木)	予算決算常任委員会理事会(会議室)				午前10時	
3.23(金)	予算決算常任委員会(議 場)				午前10時	
3.24(土)	(休 会)					
3.25(日)	(休 会)					
3.26(月)	(予 備 日)					
3.27(火)	議会運営委員会(会議室)				午前10時	
	本 会 議				午後2時	

(会期：41日間)

議案付託表

◎総務常任委員会（3件）

- 議案第 1 号 損害賠償専決処分の承認について
議案第 11 号 土地の取得について
議案第 12 号 土地の取得について

◎都市整備常任委員会（1件）

- 議案第 13 号 市道路線の認定について

◎予算決算常任委員会（9件）

- 議案第 2 号 平成 23 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）
(総務、生活環境、教育福祉、都市整備)
- 議案第 3 号 平成 23 年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算（第 2 号）
(教育福祉)
- 議案第 4 号 平成 23 年度横須賀市特別会計公園墓地事業費補正予算（第 1 号）
(都市整備)
- 議案第 5 号 平成 23 年度横須賀市特別会計介護保険費補正予算（第 2 号）
(教育福祉)
- 議案第 6 号 平成 23 年度横須賀市特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算（第 1 号）
(教育福祉)
- 議案第 7 号 平成 23 年度横須賀市特別会計公債管理費補正予算（第 1 号）
(総務)

- 議案第 8 号 平成 23 年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費
補正予算（第 2 号）
（教育福祉）
- 議案第 9 号 平成23年度横須賀市病院事業会計補正予算（第 1
号）
（教育福祉）
- 議案第10号 基金条例中改正について
（総務）

議案第 2 号 平成 23 年度横須賀市一般会計補正予算（第 4 号）

	件 名	送付分科会
第 1 条	第 1 項（歳入歳出予算総額）	総 務
	第 2 項（歳入歳出予算補正）	別表第 1 参照
第 2 条	（継続費補正）	別表第 2 参照
第 3 条	（繰越明許費補正）	別表第 3 参照
第 4 条	（地方債補正）	別表第 4 参照

別表第 1 歳入歳出予算補正

（歳 入）

款 項		送 付 分科会	目	節
1	市税	総 務		
2	地方譲与税	総 務		
3	利子割交付金	総 務		
4	配当割交付金	総 務		
5	株式等譲渡所得割交付金	総 務		
8	自動車取得税交付金	総 務		
10	地方特例交付金	総 務		
11	地方交付税	総 務		
13	分担金及び負担金	教育福祉		
14	1 使用料及び手数料 使用料	都市整備		
	2 手数料	生活環境		

款 項		送 付 分科会	目	節	
15	1	国庫支出金 国庫負担金	生活環境	1 4	1
	2	国庫補助金	教育福祉 総 務	1 1 5	3、7、11 2
			教育福祉 都市整備	2、3、8 5 6	1
			生活環境	7	
16	1	県支出金 県負担金	教育福祉		
	2	県補助金	総 務	1 5	3、7 3、4
			生活環境	1 4、8	4
			教育福祉 都市整備	2、3、9 5 7	5
17	1	財産収入 財産運用収入	総 務	2	4
	2	財産売却収入	教育福祉 都市整備 総 務	2 2 2	7、8、17 12
18	1	寄附金 寄附金	教育福祉 都市整備	2、3	
				4	
19	1	繰入金 基金繰入金	総 務	2、4	
			教育福祉 都市整備	9、13 10	
20		繰越金	総 務		

款 項		送 付 分科会	目	節	
21	4 5	諸収入 受託事業収入 雑入	教育福祉	16、23、25 22、23 23、24 24、25	
			生活環境		1
			総 務		1
			都市整備		1
教育福祉	1				
22	1	市債 市債	総 務	2、3、4 5、6	
					1 9
			生活環境		1
					4、7
教育福祉	2、3、8				
都市整備	5、6				

(歳出)

款 項		送 付 分科会	目	節			
1	議会費	総 務					
2	総務費	総 務	1	2~4、 11、13、15			
	総務管理費						
	2 徴税费				生活環境	1	2~4
	3 戸籍住民基本台帳費				15		
	4 選挙費				教育福祉	12	
	5 統計費				総 務		
6 監査委員費	総 務						
3	民生費	生活環境	1	2~4、 20			
	社会福祉費				教育福祉	1	2~4、 19、20、25、 28
	2 児童福祉費				教育福祉	2、3、5、 6	
3 生活保護費	教育福祉						
4	衛生費	教育福祉					
1 保健衛生費							
5	環境費	生活環境	1	2~4、 7、11、14			
	環境費				2、3、5		
		都市整備	1	2~4			
			4				
6	労働費	総 務					

款 項		送 付 分科会	目	節	
7	1	農林水産業費 農業費 水産業費	総 務 総 務 都市整備	1 1 3、4	3、4 3、4
	2				
8	1	商工費 商工費	総 務 生活環境	1	2～4、 8、14、19
				2	
				1	2～4
9	1	土木費 土木管理費 道路橋りょう費 河川費 港湾費 都市計画費 住宅費	都市整備 都市整備 都市整備 都市整備 都市整備 都市整備		
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
10	1	消防費 消防費	生活環境		
11		教育費	教育福祉		
13		公債費	総 務		

別表第 2 継続費補正

(変 更)

款	項	事 業 名	送付分科会
環 境 費	環 境 費	平成 2 3 年 度 廃棄物広域処理施設建設準備事業費 (新ごみ処理施設県アセス条例関連事業)	生活環境
		平成 2 3 年 度 廃棄物広域処理施設建設準備事業費 (新ごみ処理施設整備実施計画作成)	

款	項	事業名	送付分科会
土木費	都市計画費	平成23年度 公園新設改良費 ((仮称) 佐原2丁目公園整備)	都市整備
消防費	消防費	平成23年度 消防施設費 (市防災行政無線再整備)	生活環境
教育費	小学校費	平成23年度 小学校建設費 (池上小学校増築)	教育福祉

別表第3 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	送付分科会
総務費	戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民基本台帳費 (住民基本台帳システム等改修事業)	生活環境
民生費	社会福祉費	障害者福祉費 (障害福祉業務支援システム改修事業)	教育福祉
	児童福祉費	児童福祉総務費 (児童扶養手当システム改修事業)	
		母子福祉費 (ひとり親医療システム改修事業)	
衛生費	保健衛生費	母子衛生費 (小児医療システム改修事業)	教育福祉
		健康づくり費 (健康管理システム改修事業)	
農林水産業費	水産業費	水産業振興費 (漁業協同組合施設整備事業)	総務
		漁港施設整備費 (佐島漁港施設整備事業)	都市整備
		漁港施設整備費 (長井漁港施設整備事業)	
		漁港施設整備費 (北下浦漁港海岸侵食対策事業)	
土木費	道路橋りょう費	道路橋りょう総務費 (地籍調査事業)	都市整備
		道路橋りょう新設改良費 (佐島の丘関連道路)	

款	項	事業名	送付分科会
土木費	港湾費	港湾施設整備費 (浦賀港周辺地区)	都市整備
消防費	消防費	消防施設費 (消防救急無線デジタル化整備事業)	生活環境
教育費	小学校費	学校建設費 (学校統合整備事業(学校管理関係))	教育福祉

(変更)

款	項	事業名	送付分科会
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費 (子ども手当システム等改修事業)	教育福祉

別表第4 地方債補正

(変更)

起債の目的	送付分科会
庁舎改修事業費	総務
芸術劇場整備事業費	
文化会館等整備事業費	
行政センター整備事業費	生活環境
コミュニティセンター整備事業費	
児童福祉施設整備事業費	教育福祉
火葬場整備事業費	
廃棄物処理施設整備事業費	生活環境
漁港施設整備事業費	都市整備
急傾斜地崩壊対策事業費	
道路整備事業費	
港湾施設整備事業費	
街路事業費	
緑化推進事業費	
公園整備事業費	
公営住宅建設事業費	

起債の目的	送付分科会
消防防災施設整備事業費	生活環境
市防災行政無線再整備事業費	
義務教育施設整備事業費	教育福祉
図書館整備事業費	
博物館整備事業費	
体育会館整備事業費	
臨時財政対策債	総務

[報 告]

◎総務常任委員会（1件）

報告第4号 損害賠償専決処分について

◎生活環境常任委員会（2件）

報告第1号 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第5号 損害賠償専決処分について

◎教育福祉常任委員会（2件）

報告第6号 損害賠償専決処分について

報告第7号 損害賠償専決処分について

◎都市整備常任委員会（4件）

報告第2号 みどりの基本条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第3号 横須賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第8号 損害賠償専決処分について

報告第9号 訴えの提起の専決処分について

報 告 事 項

(議 長)

1 議会でゲンキの発行について

議員提案による政策条例案に関する

パブリックコメント実施の取扱いについて

議員提案による政策条例案に関するパブリックコメントの実施に当たり、市議会ホームページを使用することができる場合及びその方法は、以下に定めるものとする。

1 実施の対象及び条件

(1) 実施対象

議員提案による政策条例案（議会の組織や議員の身分等に関する条例以外の政策的な行政関係条例案をいう）とする。

(2) 実施条件

議員の提出に必要な議員定数の12分の1以上の賛成者があること。

2 実施方法

(1) 手続きを行う者

パブリックコメントは、提案者及び賛成者又は会派代表者（複数の会派が共同で行う場合を含む）が行う。

(2) パブリックコメントの開始の時期

いわゆる法令審査（行政管理課法規担当による審査）が終了し、議案として最終決定される前の条例案が作成されたとき。

(3) パブリックコメントの予告

予告は市議会ホームページ（市のホームページにリンクをはる）で行う。

(4) パブリックコメントの公表

市議会ホームページにパブリックコメントの内容を掲載する。

(5) 市議会ホームページに掲載する内容

市民意見募集の概要、条例案の概要及び条例案とする。

(6) 意見書提出期間

条例等の案等の公表からの意見提出期間は、最低20日を確保し、かつ予告から意見提出の最終日までに最低30日を確保する。

(7) 意見書提出方法

市議会事務局への直接持ち込み、郵便、電子メール及びFAX

(8) 提出された市民意見に対する考え方の公表の時期

公表の時期は、条例案を議会に提出する日とする。

(9) 市民意見の公表方法

市議会ホームページに3箇月公表する。

東日本大震災に伴う風評被害補償に関する意見書（案）

平成23年3月11日の東日本大震災によって発生した、福島第一原子力発電所の事故を原因として放射性物質による風評被害は被災地の東北3県のみならず、東日本全体に及んでいる。

神奈川県では、足柄茶から残留放射性物質濃度が基準値を超えたため出荷停止の措置がなされた。1番茶、2番茶を対象とした1～3次請求3億7千万円のうち、仮払い、概算払いで、すでに90%が支払済みである。

本市においても昨年3月から6月出荷分のダイコン・キャベツは放射性物質の風評被害の影響を受け、大きな被害を被っている。過去3年間の市場平均価格から算定した被害額は1億140万円にも達しており、昨年11月15日にJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会を通じて、平成23年度第4次請求として茶・ダイコン・キャベツ・牛肉を合計して11億6千万円を東京電力に賠償請求をしている。

原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」において、神奈川県は風評被害については無条件に認められていないため、出荷停止処分となった足柄茶を除き、東京電力は本市を含む神奈川県の賠償請求について、補償対象とするかを現在検討中である。

「中間指針」では風評被害について、客観的データ等により「原発事故と相当因果関係があること」の立証が求められているが、請求の根拠となる期間の市場価格の下落は神奈川県全体の価格下落と一致しており、原発事故の風評被害によることは明白であり、「中間指針」自体の見直しも求められるものである。

従って、国におかれては、生産者の農業経営が継続できる営農環境を確保するため、東京電力へ損害賠償に対する誠実な対応を強く指導されたい。

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣、経済産業大臣、復興対策・防災担当大臣

議員提案条例案に関するパブリック・コメント実施要領

議員及び会派が政策条例を提案しようとする時は、以下に定める要領により横須賀市議会ホームページを使用してパブリック・コメントを実施することができる。その場合の実施条件及び実施方法は次のとおりとする。

1 実施の対象及び条件

(1) 実施対象

議員提案による政策条例案（議会の組織や議員の身分等に関する条例以外の政策的な行政関係条例案をいう）とする。

(2) 実施条件

議員の提出に必要な議員定数の1/2以上の賛成者があること。

2 実施方法

(1) 手続きを行う者

パブリック・コメントは、提案者及び賛成者又は会派代表者（複数の会派が共同で行う場合を含む）が行う。

(2) パブリック・コメントの開始の時期

いわゆる法令審査（行政管理課法規担当による審査）が終了し、議案として最終決定される前の条例案が作成されたとき。

(3) パブリック・コメントの予告

予告は市議会ホームページ（市のホームページにリンクをはる）で行う。

(4) パブリック・コメントの公表

市議会ホームページにパブリック・コメントの内容を掲載する。

(5) 市議会ホームページに掲載する内容

市民意見募集の概要、条例案の概要及び条例案とする。

(6) 意見書提出期間

条例案公表からの意見提出の期間は、最低20日を確保し、かつ予告から意見提出の最終日までに最低30日を確保する。

(7) 意見書提出方法

市議会事務局への直接持ち込み、郵便、電子メール及びFAX

(8) 提出された市民意見に対する議員（提案者）の考え方を公表する時期

公表の時期は、条例案を議会に提出する日とする。

(9) 市民意見の公表方法

市議会ホームページに3箇月公表する。

横須賀市議会議員提出条例に係る申し合わせ事項（案）

2012年2月16日

無所属クラブ提案

この申し合わせ事項は、委員会及び会派・議員有志が政策条例を提案しようとする場合において適用する。ただし、議会の組織や議員の身分等に係るものは除く。

議員及び会派は政策条例を提案しようとする時は、次の手続きを経るものとする。

（条例案作成に関して）

1. 執行部の聞き取り
条例案作成に当たっては関係部局の意見を聴取する。
2. 別に定める「横須賀市議会パブリック・コメント手続き実施要領」により、広く市民意見を募るものとする。
3. 必要に応じて参考人（専門的知見を有する者）の招致、または公聴会の開催をすることができる。
4. 条例案作成後、再度執行部の意見を聴取する。

（条例案提出に関して）

5. 作成した条例案は議会事務局に提出する。
6. 本会議での提案説明の後、委員会に付託する。
7. 委員会での補充説明・質疑をする。
8. 本会議での採決。

議員提出議案に係る申し合わせ事項(案)
【フローチャート】

2012年2月16日
無所属クラブ

0. 条例作成の話



1. 条例案作成に関して

①執行機関からの意見聴取

②参考人の招致、公聴会の開催(必要に応じて)

2. 条例案作成後

①パブリックコメント

②執行機関からの意見聴取



3. 提出(事務局へ提出)

※議会運営委員会開催日より前



4. 本会議にて条例案の説明



5. 委員会付託



6. 委員会で補充説明・質疑・採決



7. 本会議での採決